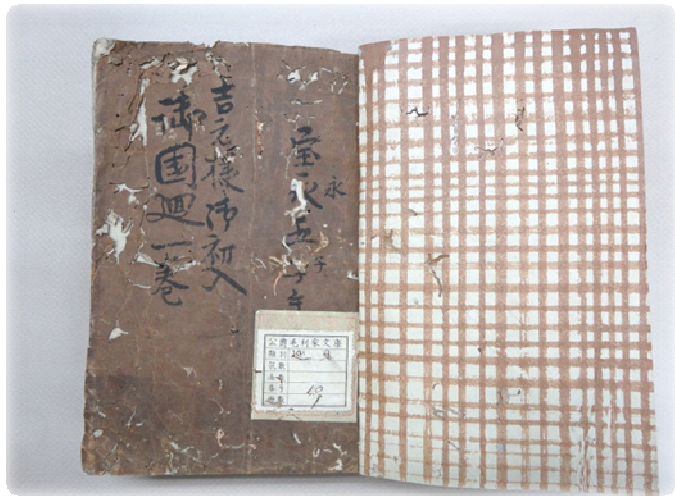


萩藩主の御国廻り文書を読む（3班）

吉元公初入国御国廻一卷 「宝永五年」

毛利家文庫 六巡見一〇（二の二）



表紙部分



冒頭部分

凡例

- 当史料は、平成二十三年度山口県文書館古文書実践講座（平成二十三年五月～二十四年二月、計十回）において、受講生（三班、名前は後記）が解読したものである。
- 収録した釈文は、講座期間中に受講生が読み進めた範囲のみであり、原本すべてを網羅したものではない。
- 漢字は、原則として常用漢字を使用した。但し、固有名詞など、必要と認めるものは原文のままとした。
- 変体仮名及び慣用的合字は、原則として平仮名に改めた。
- 適宜、読点および並列点を付した。
- 闕字は省略した。
- 抹消部分（ミセケチ）については、原則として訂正部分をそのまま本文とした。
- 説明として加えた傍注は、（ ）で示した。

（表紙）

宝永五年

吉元様御初入

御国廻一卷

（内表紙）

小也

宝永五戊子年

九月十四日ヨリ
十月四日迄

吉元様御初入

御国廻一卷

志道丹宮役中

御国廻り目録

一

一 御道中之事

二

一 御老中え被届之事

三

一 御帰城之上御末家方并岩国より
使者被差越之事

四

一 長府より聞合之事

五

一 徳山より聞合之事

六

一 清末より聞合之事

七

一 岩国より聞合之事

八

一 御留守中御城御番之事

九

一 御法度書之事

- 十 一 御宿付之事
- 十一 御備付之事
- 十二 一惣人数之事
- 十三 一役付之事
- 十四 一御肩書物之事
- 十五 一萩より機嫌伺之事
- 十六 一御家来送馬之事
- 十七 一諸郡寄馬之事
- 十八 一御料理物仕組之事
- 十九 一御供中え御賄之事
- 廿 一御供中へ御貸銀之事
- 廿一 一宿割之事
- 廿二 一御持廻り諸道具之事
- 廿三 一足輕已下役付之事

御国廻一卷

一 殿様吉元公今年始て御入国ニ付て
御国中御巡見可被成之通、兼て江戸
御立前御年寄御老中秋元但馬守殿え
御伺被成置候、六月御入城已後
御規式段々相済、秋中御廻国
可被遊之旨候然は諸在々之障ニ
不相成、百姓も痛ニ不相成時節
御廻り可被成との御事ニ付、当職

宍道玄蕃より諸代官え令沙汰
時節申出候上、御日限満願寺相考
宝永五年九月十四日御発駕可
被遊之旨、前廉御治定諸沙汰相成候
事

一 御発駕当日より於満願寺二夜
三日之護摩被仰付候御札洗米之
儀は御道中え宍道玄蕃より
差出候様と被仰付候事

但、右御祈禱ニ付て御発駕当日
満願寺え為御代参大御納戸
役赤川又右衛門被仰付候事

一 春日・椿・宮崎・伊予八幡にて

御発駕当日湯達被仰付、御札
御祓等御道中迄満願寺御祈禱物

一同ニ差越候様ニ被仰付候事

但、御発駕当日四社え為

御代参当番大番衆被仰

付候事

一 南明寺え為御代参当番之
大番衆被仰付御発駕之朝

洗米取帰披露相成候事

一 九月十四日未明被為成御昼、追付

二 汁九菜之御膳被召上、御相伴堅田

安房小倉宗説被召出候事

一 御札守一折充

一 生肴一折充

宍戸主計

毛利蔵主

益田越中

宍道玄蕃

志道丹宮

堅田安房

栗屋帯刀

梶杜六郎

右御国廻り付て於満願寺御祈禱

相調御肴相添献上之及披露

出仕之上被成御意候事

一 於御座間当役御一門衆年寄衆

被召出候御目見御のし被下之

畢て御廊下通御一門衆同嫡子
休息之老中同嫡子被召出

御目見被仰付候事

一 御立被遊候時七種之御菓子穴道

玄蕃当職持出差上之、追付辰之

上刻被遊御発駕候事

一 御道筋南之御門より本町呉服

町筋（唐）から樋町黒沢畷より下土原

通り松本橋同所市之末より城之

腰御通り被成候事

但、松本橋城之腰御通被成候義

前廉令沙汰道等申付候事

一 御供備之儀は福原隠岐屋敷之後

筋二立置、右之所より順々くり出候事

御見送二罷出候面々左記

毛利蔵主

御留守居

益田越中

当職

穴道玄蕃

御手廻頭

堅田安房

記録所役中

右御式台前西輪へ罷出

大御納戸役

当番大組頭

裏判役

毛利八郎左衛門

御奏者中

御目付

右御式台東之方罷出

当番大与中

右御式代伺公

佐々木太郎左衛門

右御本丸橋際え罷出

御一門衆

同嫡子

休息老中

同嫡子

右古御蔵元之前へ罷出

八与頭中

寄組中

大与番頭
御簀奉行
御鍵奉行
御使番中

御手廻

大組

物頭中

右四本松え罷出

町奉行

児玉市之助

右から樋橋際へ罷出候事

一大井の川端へ当嶋御代官雜賀

十右衛門浜崎御代官沓屋七郎右衛門

并下代罷出御目通罷居候事

一大井の川徳山領より舟橋被申付候

川向え為御案内光井五郎左衛門・桜井

新右衛門被差出候、徳山領之内ハ

右兩人御先乗仕候事

一同昼奈古被遊御着御昼休

毛飛驒守様御茶屋へ被為入候、此所

御馳走人として栗屋丹宮御家老

小幡源右衛門取次被差出候付て、右兩人

御茶屋式台之前へ罷出披露有之候

御座敷縁輪ニ御駕籠台をも被

仰付置候へ共、御座敷前之庭迄

御駕籠より御おり被成御座敷被為

入候事

一御座敷被為入候上、御のし栗屋

丹宮持出差上、上ニ御取被成

御手自丹宮へ被下之候事

一右相済二汁七菜之御料理被差

上候、御相伴穴戸主計・志道

丹宮・栗屋帯刀・医師被召出候

御膳之上栗屋丹宮被召出

御目見御盃被下之御挟肴被遣候、

畢て小幡源右衛門被召出御盃被下、

御肴ハ不被遣候、右畢て光井五郎左衛門・

桜井新右衛門被召出御目札被仰

付候事

一奈古之儀ハ徳山領にて毛飛驒守様より

御馳走被成候、兼て萩え聞合有之

奈古宮原御休候儀ハ御弁当可
差上候、尤御供中えも昼飯可差
出候通被仰聞候事

一 同断付て奈古え先達て御奥番頭
乃美新之允被遣諸事見合仕候、
此外御配膳衆御小姓中御台所頭
鬼喰役御膳立御菓子方御膳夫
煮方等迄被差越候、御膳之御料理
之儀ハ彼御方より遠慮之挨拶
有之候付て、此御方之役人取なやミ

御煮立仕候事
一 御通ひ之儀も徳山より御用意有之
候へ共、御供之御小姓中相勤候事

但、御馳走御弁当之唱二付て
老衆を始或野袴或中帶
常之御昼休之通候事

一 御供之諸士中へ御茶屋之かり屋
并法積寺両所二て一汁五菜之
御料理被差出候、足輕已下并又

家来之者かり小屋両所二構
赤飯にしめ御酒被下之候事

一 御茶屋御門番所調置候付て此御方
足輕差置候、物頭入江四郎兵衛事
見合仕御先え御泊迄罷越候事

一 御先代之御国廻り之通二飛驒守様より
別て被入御念御馳走御茶屋之義ハ

新規之作事有之候由候事
一 奈古御茶屋ニ緩々被成御座

御発駕被遊候、御茶屋式台之前へ栗屋
丹宮・小幡源右衛門罷出候、徳山御領ハ
光井五郎左衛門・桜井新右衛門御先乗
相勤候事

奈古ニて被遣物之事
一 御遣小袖弔つ 御家老

栗屋丹宮

一 御遣小袖弔つ
一 同御羽織弔つ

御用人

小幡源右衛門
右被成御祝被遣候旨草刈太郎左衛門

申聞候是より已下へ御遣物之儀ハ
付立を以源右衛門へ太郎左衛門申聞候事
左ニ記

一 御遣小袖壱つ

御膳見合役 給人

福間市郎右衛門

一 銀子壱枚

御膳仕出方 中小姓通

三浦三左衛門

一 金子百疋

御膳仕出方 陣僧

梅地友亭

一 銀子壱枚充

御通ひ役 中小姓

粟屋市左衛門

兒玉小十郎

生駒伝左衛門

衣川彦七

一 御遣小袖壱つ充

御本陣馳走人 番頭

川田又兵衛

同

本多紋右衛門

一 小判壱両充

医師

尾越玄慶

茶堂

新見一斎

膳夫頭

品川喜左衛門

一 金子百疋充

御台所奉行 御歩行通

宮崎弥一右衛門

御膳立 歩行通

遠藤十兵衛

膳夫

藤井孫右衛門

御次茶湯方 陣僧

国留友甫

かり屋配膳見合 歩行通

一 御遣小袖壺つ充

伊藤重介
渡辺五右衛門

法積寺にて御供中馳走人 給人

川合番藏

同

先山利介

中小姓

奈古屋与一兵衛

同

栗屋権大夫

一金子百疋充

同所賄方仕出方 御歩行通

小田仁左衛門

同

山本太次右衛門

雇通

広 六兵衛

持弓通

山内七右衛門

同所茶湯方 陣僧

御座林節

御本陣并法積寺仮屋へ案内

歩行通

伊藤荻右衛門
棟居正左衛門

足輕已下馳走人 歩行通

角田喜兵衛

雇通

松井孫左衛門

持弓通

石川藤九郎

同

吉井源六

又家来赤飯被下之見合

神代弥左衛門

歩行通

河内五右衛門

一 銀子壺枚

御茶屋廻掃除并下宿共見合

中小姓

但、惣左衛門え被遣物之儀、宮原にて
松岡惣左衛門

塩川弥左衛門へ御小袖壺被遣候

両条旧格有之沙汰相成たる事ニ候

然処福川にて奈古屋忠介と申者

内々にて申候ハ惣左衛門・弥左衛門同格之

ものにて両条共ニ同役之儀候間

惣左衛門えも御小袖被下たる唱ニ御扣

をハ被成被下候やうニと内々にて

物語仕候事

一金子百疋

右之下役御手大工

佐藤弥三右衛門

一御遣小袖壺つ充

火廻 中小姓

御座平九郎

奈古町押給人

鳥羽三郎左衛門

一金子百疋充

人馬配 歩行通

浅海甚兵衛

大井の川支配 船頭

川村又左衛門

一御遣小袖壺つ

万仕出本^ノ役 中小姓

光井与二右衛門

一金子百疋充

右之下役 雇通

水津忠兵衛

同断

高野安左衛門

筆者役 歩行通

五十君伝左衛門

一銀子弍枚

代官給人

米田左兵衛

一御遣小袖壺つ充

御目付役給人

大野太左衛門

御領内御案内者

光井五郎左衛門

同断

桜井新右衛門

右之通被遣之候事

一 奈古と木与との境二川有之候

先年より御本手領と徳山領と式々

所二橋を掛来候、此所御渡り被遊候

時ハ兎角御本手領之橋を御渡被成

儀ニ付て、此段前廉より御先乗衆へ

厚母四郎兵衛様子申伝置、此度も其通

罷成候事

一 奈古と木与との間徳山領境ニて

御案内之兩人御目見被仰付

罷帰候事

一 九月十四日酉中刻御宿宇田被遊

御着候本陣ハ神吉亭也

但、被為入候節御所務代能美

四郎兵衛并下役人中其次へ

神吉罷出候事

付、下役人并地下手子中

御本陣之亭主御目通へ

罷出候儀奥二記之

一 御本陣被為入御熨斗御配膳衆

差上右之御三方を御二之間え下ケ

御代官能美四郎兵衛被召出

御目見御のし被下候事

但、御宿々ニて御所務代中へ

右之通二御目見御のし被下候

御発駕之朝も御座敷被召出

御目見被仰付候、四郎兵衛事ハ

一才判之内数ヶ所御宿御休

有之付て、御発駕より内御先え罷

越候事

一 同晩之御宿え萩御留守居中より

為伺御機嫌河北九郎兵衛差越

及御聞翌朝御通掛

御目見被仰付萩被差越候事

一 大和柿梨子一簞

一 千鯛一箱

おかん姫様より御使

佐々木彦左衛門

右為伺御機嫌宇田え御差越

被成御相当之御返答にて翌朝御通掛

御目見被仰付彦左衛門へ金子

百疋被下候事

一生鯛一折
能美四郎兵衛

右献上之披露相成候事

一 龍眼肉一曲物

一 粕漬鮎一桶

吉川勝之助殿より

使者

二宮六郎左衛門

右御入国始て先頃出萩仕候処

被入御念被仰付其上以御心入

早々岩国罷帰忝奉存候、昨晚

致在着候、為御礼以使者申上候、随て

不珍兩種致献上之候、此段丹宮迄

被仰越披露状も被差越候、使者へ

二汁五菜之御料理被下、相伴

御使番国重九郎左衛門、訖て御返答

草刈太郎左衛門を以被仰入被成御書候

使者へ御遣小袖壺つ被下之翌朝

御発駕候節御通掛御目見

被仰付候事

一 九月十五日卯中刻宇田御発駕

被遊候同日御昼休須佐也此所

益田越中知行所ニ付前々も

於須佐越中より御膳差上候間

先例之通此度も御膳差上度候通

前廉奉願及御聞御膳

可差上之旨被仰出候事

付、越中事前廉より知行所

罷越御用意仕構見合仕

度之通願付て御暇被遣、御

発駕前より須佐罷越候并

御勝手ニ相詰候一族中之儀も

付立を以越中より願ニ付て

及御聞前廉より須佐

罷越候事

一 須佐知行境え不遁益田将監

罷出御目見御先え罷帰候

事

一大かり峠ニ出茶屋相調御腰かけ
被遊候やうニ諸事用意仕候、此所ニて

先格之通杉重献上仕御供中へも

馳走之用意有之越中不遁

益田正右衛門罷出居候へ共、御急被成

御通り被遊候付て、御腰をハ掛らす

直様御通被成候事

但、右用意之杉重御宿於

江崎差上候事

一右之坂本迄為御迎越中罷出

御目見被仰付、御先え被差返候事

一須佐御着、直様越中他屋え被為

入候、他屋之門外へ越中罷出并

家老不殘罷出居候、越中家来を

披露有之候、本門より御成門御座間

御駕籠台迄被為入候事

一御座敷被為入候上、御上下被為召、訖て

御座間御着座御熨斗越中

持出差上、上ニ御取被成御手自

越中え被下之候事

一御太刀小馬代

一御小袖五つ

一御樽一荷二種

越中へ

右於御前拝領被仰付、披露草刈

太郎左衛門勤之

但、越中内并嫡子有之候へ共

未御案内不申上候付て被遣物之

不及沙汰候事

一右相澄御三献被召上之、白木具也

宍戸主計

上

益田越中

右之通被召出候、御酒被召上候時

御刀師光代金式枚五両之御刀

献上之、粟屋帶刀披露勤之、御盃

越中へ被下御肴被下之、別之御土器

にて被召上主計へ被下返盃被召上

其御盃越中へ被下之給収候事

一 右相済、三汁十菜御料理被召上、御本膳御引菜越中持出差上之

御相伴穴戸主計・志道丹宮・栗屋帶刀・医師被召出候、御膳之上御盃

越中え被下之、御肴被遣此時貝三原代金貳枚五両之御刀被下之、

一 帶刀披露之

一 右相済、御勝手益田織部・益田将監・秋里数馬・益田正右衛門・土方伝右衛門外二手子芦田半右衛門被召出

御通被遣候事

一 右訖て、越中家老益田与右衛門・益田源右衛門・益田又左衛門・栗山半左衛門・入江忠兵衛右五人被召出、

御流被下之、右相澄御納台出御盃越中へ被下膳納御湯御菓子

御茶相澄候事

一 御膳已後越中より鞍置馬壺疋献上之御庭え馬医吉松惣右衛門支配候て牽き出、上覧被遊候事

一 銀子壺枚

右鼻皮錢として越中厩別当へ被下候付て、吉村惣右衛門申聞せ候事

一 右訖て茶屋え御上り被成候、此所にて御くハし差上被召上候事

一 金子三百疋充

益田与右衛門
益田源右衛門
益田又左衛門
栗山半左衛門
入江忠兵衛

右越中家老ニ付て先格之通被遣候田屋勝手にて銘々

召出草刈太郎左衛門申聞御陣僧持出候事

一 御供之諸士中へ越中より為馳走一汁三菜之料理、足輕已下又

家来之者えも式菜一菜間之

料理差出候事

一 御馳走相済、追付御立被成候、直様

御国境仏坂為御見分御越被成候付て

越中儀御供被仰付候故、御先え被

差越候事

但、越中供備之義、前々ハ

人張をも仕候由候へ共、御僉義之上

さゝ敷無之様、此度ハ式本道具

持せ可申之旨付て、其通にて

罷越候事

一 為御見送御勝手之面々不残并

家老五人門外え罷出候事

一 須佐より直様石州境仏坂為御

見分御越被成候、大備其外之御供

いづれも罷越候、此所え越中より

仮御茶屋相調置被為入候上御

菓子献上之、則御披被成被召上之、

御相伴主計・越中・丹宮・帯刀被

召出御供中えも餅くハし為馳走

差出候事

但、林小左衛門并御所務代能美

四郎兵衛先達て被差越候事

一 右御見分之節、石州津和野

城主亀井隠岐守殿より郡代并

代官被差出御用等候ハ、被仰付候

やうニとの事候兩人共披露

御目見御挨拶被成候事

但、隠岐守殿より口上も無之御返答も

無之候事

一 御遣小袖壺つ

一同羽織壺つ

郡代

奈古屋勘右衛門

一 小袖壺つ

代官

西坂文左衛門

右同断付て被遣之候国重九郎左衛門

申聞せ候折節、雨天野相付て

口上にて申達、御小袖之儀ハ追て

九郎右衛門より書状相添津和野へ

持せ遣候事

一 御札守一折充

宇生賀八幡之神主

中野内匠

福田之八幡神主

松原内記

右御本陣差出候事

一同十五日酉下刻御宿江崎御着

御本陣ハ真宗教専寺也

御目通りえ罷出候事

付、此所御代官能美四郎兵衛

御迎罷出候、御座敷えハ

不被召出候、手子中之儀ハ

御往来共ニ御目通り

罷出候、此先々之儀ハ

御見送り斗ニ罷出候

やう被仰付候事

下小川八幡神主

井上斎宮

右御札守持参御本陣差出候事

一越中為伺御機嫌御本陣罷出、

御座間被召出、御目見被仰付

被差返候事

一吉川勝之助殿より御国廻り御道中

為伺御機嫌江崎御宿へ飛脚

を以主計・丹宮迄書状被差越

及御聞右兩人より及返答

飛脚へ鳥目耆貫文被遣候事

一梨子一簞

一粕漬炮一桶

亀井隠岐守殿え

右御國中御巡見彼御方御領境迄

御越被成候付て、為御見廻御書相添

右兩種飛脚を以被進之候、津和野

境え十七日御越被成候へ共、御日並ニ付て

右之飛脚十五日江崎より出足被

仰付候事

但、御先代ニハ彼御方より徳佐

御宿え使を被差出、此御方よりも

御使者を以被仰入候へ共、隠岐守殿

御事其比禁裡御普請

御手伝付て、近々上京之筈候、

依之御使者之御断前廉萩へ
被申越候、依之飛脚被遣候事

一 十六日の朝卯刻、江崎御発駕
被成候事

一 同昼御休弥留御本陣ハ庄屋
有田治右衛門亭へ被為入候事

但、治右衛門事、給領之庄や二候へ共
御宿主ニ付て、上下着御往来之

一 益田越中より昨日田屋え被成
時分御本陣はつれへ罷出居候事

御下候、御礼御機嫌伺旁として
弥留え使者を以申上、此使者家老之

者付て先格之通同所御発駕之
時分御通掛御目見被仰付候事

一 尤奉書を以申入候事

一 同十六日酉ノ中刻、嘉年御着御
本陣御庄や金子孫左衛門亭へ被為入候
此所も御代官能美四郎兵衛也

一 大和柿一箱
一 粕漬炮一桶

吉川勝之助殿より使者

足立治兵衛

右御国廻り御道中為伺御機嫌
嘉年御宿へ被差越、右之通被献候、
使者へ一汁五菜之御料理被遣、翌朝
御通掛之御目見被仰付

但、治兵衛事、草刈太郎左衛門へ
対談候節申候ハ、岩国被遊

御止宿候節勝之助より御膳
可差上候右之御献立此度持参

仕、中村久右衛門殿へ見せ申候处、
御障之事ハ不相見候由と申候、

此分ニ可仕哉之由申候付て、太郎左衛門
申候ハ、中々夫にて相澄儀にて

無之候、此方へ被差越候ハ、
丹宮殿其外御配膳衆・医者

衆見分相成事候通申候へ共
御献立差出太郎左衛門うけ取候、

治兵衛又申候ハ、御止宿之翌朝ハ
御膳差上たる儀も有之、又御弁当

被召上たる御事も御座候由
申候付て、太郎左衛門申候ハ
寿徳院様御代ニハ翌朝も
三汁十菜之御料理被差上候、
青雲院様御代ニハ翌朝
御精進ニ付て、御弁当之沙汰ニて
御膳被差上候、此度之儀ハ御一格之通ニ
翌朝も御膳可被差上候由相極申達候へハ、御膳
可被召上哉と奉存、御献立
をも持参仕候間、一同ニ御沙汰
被成被下候様と差出候付て、太郎左衛門
うけ取置候、いづれも見分相澄、
障之物も無之候付て、追て御道中へ
彼方より被付置候、佐々木喜右衛門
方へ相渡候、早々岩国差越
候様と申達候、右御献立之内
鶴之御汁と有之候、自然
鶴不被召上儀も可有之候間、
御仕替ニハ雁御用意可被仰付候、
然とも不相知事候間、鶴雁
両やうニ可有御用意候由喜右衛門へ
申達、於岩国右之通両様ニ用意
有之、雁を被召上候事

一 塩鴨一箱

蓮^徳得院とのより

一 干鯛一箱充

毛利筑後
毛利大蔵
梶杜六郎

右為伺御機嫌以使者献上之、
披露相澄奉書を以申達候事
一 御札守一折充

嘉年八幡神主
佐伯肥前
高佐八幡神主
徳倉左京
同所権現神主
徳倉右京
片俣八幡神主

松本数馬

生雲八幡神主

鈴木将監

蔵目木巖嶋之神主

佐々木源之允

右御本陣へ持参差上候事

一同十七日朝卯中刻嘉年被遊

御発駕、直様石州境野坂峠へ

被成御出、御見分被成候、此所え御腰掛

相調候、林小左衛門并能美四郎兵衛

先達て罷越候事

但、御備不残罷越候事

一 野坂峠え亀井隠岐守殿より郡代

并代官被差出候付て、披露有之、

御目見御挨拶被成候事

一 御遣小袖壱つ

一同御羽織壱つ 郡代

伏谷権兵衛

一 御遣小袖壱つ

代官

河野利右衛門

右之通被遣候御使番衆申談候事

一 野坂番福嶋治右衛門事御往来

之時分番所之前罷出居、披露

有之候事

一同十七日晚申中刻徳佐御宿へ

御着、御本陣椿勘左衛門御利徳
雇也亭

被為入候、御代官能美四郎兵衛也

一 大和柿一籠

一 覆盆子酒一徳

亀井隠岐守殿より

右今日御領境為御見分御越

被成候付て、為御見廻歩行使を以

御状相添右之通被差越候、歩行

使へ下宿にて御料理被遣、金子

貳百疋并持夫四人へ銭貳貫文

被下候、御返書相渡差返候

事

一 同十八日朝卯中刻徳佐御発駕
被遊候、能美四郎兵衛才判当御宿
迄付て、朝御座間被召出

御目見被仰付候事

一 御札守一折充 徳佐八幡神主

渡辺隼人

同

佐伯左京

地福八幡之神主

冷木大隅

右御本陣差出候事

一 同昼御休柚木御本陣御庄屋

伊藤孫左衛門亭へ被為入候、此所

御所務代長沼太郎兵衛被召出、

御目見於二之間、御のし被下候事

一 御久米一折充

徳地二宮神主

金子三郎兵衛

御坂大明神神主

上野形部

右御本陣持参差上御発駕之

時分、御道筋御目通りへ罷出候

事

一 鮎一折

長沼太郎兵衛

右献上之披露相成候事

一 同十八日之晩西ノ上刻御宿鹿野

御着御本陣漢陽寺え被為

入候、御のし出、此所之御所務代

佐藤半左衛門被召出、御二之間にて

御熨斗被下候事

一 大和柿一籠

漢陽寺

右彼寺事、限有古跡之儀、

其上御本陣ニ罷成候付て、献上之被仰

付、訖て、御座敷被召出、御目見

被仰付候事

一 御遣小袖壺つ 白

同寺へ

右御先々代御宿ニ罷成候節被遣候付て、

此度拝領被仰付候、草刈太郎左衛門申聞せ候事

一 鯉一折

佐藤半左衛門

右献上之披露相成候事

一 雉子一折

佐世主殿

一 栗一籠

使者

福嶋作右衛門

右今日徳地拝知之内御通り

被遊候付て、使者を以献上之、右使者

翌朝御発駕之時分御通掛

御目見被仰付候事

一 柿梨子松茸一折

一 釣柿栗一折

志道丹宮

右今日知行所之内御通被成候付

献上之、出仕之節、被成御意候事

一 生鯛一折

穴戸主計

右為伺御機嫌献上之、出仕之節、被成

御意候事

一 御札守一折充

鹿野二所大明神社人

宮本市之進

同所山田権現社人

乃美奎之允

右御本陣へ持参差上候、御通之節

鳥井(ママ)之前え罷出居候事

一 漢陽寺後之山二切通有之候付て、

翌朝御発駕之時分、上覧被成候事

但、右切通之儀ハ、岩崎惣左衛門

先祖先年自力を以相調、遠境より

水を取候付て、鹿野一郷之畠田作ニ

相成、公儀え御馳走申上候、依之

先例之通、今朝惣左衛門事

御通掛之御目見被仰付候事

一 同十九日卯中刻鹿野御発駕

被遊候事

一 同十九日御昼休宮原也、此所毛利

飛驒守様御配地之内付て、彼御方より

御馳走有之付、御家老鳥羽図書・

御用人桜井甚大夫被差出候、為御迎

御本陣之門之外迄兩人罷出披露

有之候、尤御領内ハ御案内者として

光井五郎左衛門・桜井新右衛門被差出、
於途中披露御目通ニ罷居、御先

御跡之間御供仕候、御本陣ハ庄屋

之宅を今度新規ニ御座敷出来

御普請等有之由相見之候、諸事

一 奈古之格ニ諸沙汰相成候事

御本陣被為入候上、御熨斗図書

持出、差上候様と差図仕候付て

差上之、殿様御取被遊、図書えも

御手自被下之候事

但、御昼弁当可被差上之由前廉

萩え被仰越候、今日先達て御奥

番頭梨羽与三右衛門・御配膳・御小姓中・

鬼喰・御台所頭・御膳立・御菓子

方・御膳夫・煮方之者等被差越候、

御料理具彼御方ニて相調候儀

遠慮之挨拶有之付て、此御方

役人相調候、尤徳山役人も

一 御弁当二汁七菜御料理被召上之、

御相伴穴戸主計・志道丹宮・粟屋

帯刀・医師被召出、御膳之上

鳥羽図書被召出、御盃被下之、御肴

御はさミ被成候、御盃を給取仕罷下り、

畢て桜井甚大夫被召出、御盃被下之、

御肴ハ不被遣候、右相澄、光井五郎左衛門・

桜井新右衛門被召出、御目礼被仰

付候事

一 御膳之御通ひ、御供之小姓衆勤之候事

一 御供之諸士中え、御茶屋又ハ飯屋

ニて一汁五菜之昼飯被下之、足輕

已下又家来之者えハ、格別かり屋ニて

赤飯・にしめ・酒被下之候事

一 御立被成候節、図書・甚大夫御門外へ

罷出披露有之、御領内ハ御案内者

一 御先乗仕候事

一 御小袖式つ

鳥羽図書

右為御待請被差出付て、被下之

御茶屋御勝手ニて、御意之旨

本多勘十郎

（付紙）此所一枚前後二相成居候事

原田文左衛門
飯田源介

右御通ひとして被差出候事

一御小袖壺つ充

物頭

福間十五郎

給人

児玉友左衛門

右御本陣 御馳走人

一小判壺両充

医師

林 三折

茶堂

神本友益

膳夫頭

品川喜左衛門

一金百疋充

台所付歩行通

宮崎弥一右衛門

草刈太郎左衛門申聞候事

一御小袖壺つ

桜井甚大夫

一御羽織一つ

右同断 右之以下被遣物之儀ハ、付立を以

甚大夫え太郎左衛門相渡候事

一御小袖壺つ

給人

福間市郎右衛門

右御膳御相伴膳共見合

一銀子壺枚

中小姓並

尾崎吉兵衛

一金子百疋

右御膳仕出方

陣僧

梅地友斉

一銀子壺枚充

右茶方

中小姓

宮野佐左衛門

御膳立付

遠藤十兵衛

一金貳百疋

御膳夫

藤井孫右衛門

一同百疋

茶堂 陣僧

国富友甫

一同百疋充

かり屋配膳見合 歩行通

伊藤重介

同断

渡辺五左衛門

一御小袖壺つ充

給人

福間十蔵

同

中川小左衛門

中小姓

桜井弥二右衛門

同

駒井宇兵衛

右仮屋御供之諸士中 馳走人

一金百疋充

歩行通

山本六大夫

同

小田仁左衛門

持弓通

山内七左衛門

雇通

広 六兵衛

右同所賄方

一同百疋

同所茶堂陣僧

御座隣節

一金百疋充

歩行通

伊藤荻右衛門

同

棟居庄左衛門

右御本陣并仮屋之案内者

一同百疋充

雇通

持弓通
松井孫左衛門

同
戸藏小右衛門

同
石川藤九郎

同
吉井源六

一同百疋充
右足輕已下赤飯被遣之見合

步行通

龜谷小兵衛

持弓通

河内五右衛門

一御遣小袖壺つ
右又家来赤飯被遣之仕出見合

中小姓

塩川弥左衛門

一金百疋
右御茶屋廻掃除并下宿見合

御手大工

亀屋二郎兵衛

一御小袖壺つ
右同断

中小姓

津田甚兵衛

一金百疋
右火廻役

雇通

小林新右衛門

一御小袖壺つ
右人馬配役

中小生（姓）

箱嶋（園）蘭右衛門

一金百疋充
右万仕出本（役）

步行通

礪辺善左衛門

雇通

原田金左衛門

筆者

右之下役

五十倉伝左衛門

一同百疋

船頭

嶋田長左衛門

右須万川舟支配

一小判壺両

給人

今田久左衛門

右同所代官

一御小袖壺つ充

給人 目付

井上平左衛門

御領内案内者 物頭

光井五郎左衛門

同断

桜井新右衛門

一金百疋充

井村又七

武永藤吉

勝屋平馬

片岡庄大夫

時高吉郎右衛門

時高治左衛門

梅田善左衛門

此七人前廉菰被差出候役人

付之外ニ増候事

一同十九日之晩申中刻御泊広瀬え

被成御着候、御本陣御庄屋隅

四郎右衛門亭へ被為入候、此所栗屋

喜兵衛御所務代也

一御座間被為入、御熨斗御配膳役

差上、畢て喜兵衛被召出、御目見

御のし二之間え下ヶ、喜兵衛取下候事

一鮒一折 栗屋喜兵衛

右献上之披露相済候事

一玖珂郡之内熊を飼候百姓有之候由

兼て相聞候付て、呼寄置、御庭にて熊

御遣ハせ、被成上覧、依之右百姓へ

鳥目一貫文被遣候事

一 萩御留守居中より御機嫌為窺

遊佐新右衛門 大組 式百石 事広瀬え差越

及御聞、翌朝御発駕之節御通

掛之御目見被仰付、各より奉書

を以申達、則萩さし返候事

一 鳥羽凶書より広瀬え飛脚を以、御膳
已後之御機嫌伺として書状差越候、

及返翰、飛却^脚へ銀貳両被遣候事

一 同廿日朝卯中刻広瀬被成

御発駕候事

一 来ル廿一日岩国御止宿ニ付て、吉川

勝之助殿宅え被成御下、御膳被

召上之筈候、依之為見合十九日

之晚広瀬より御奥番頭乃美

新之丞・御目付松田五左衛門先達て

被差越、尤各より今田伊織方へ添状

遣候、同廿日之夜中岩国着、家老

中相對、御屋敷へ罷出、諸事先

格之通申談候事

付、御配膳役氏家十郎左衛門・御台所頭

中村久右衛門、其外御膳夫・煮方

之者至迄、御台所廻役人中

先達て広瀬より罷越候事

付、御目付先達て被遣候付て、右之

跡仮御目付御使番之内

志道六左衛門被仰付候事

一 同廿日晚未之中刻山代本郷え

御着、御本陣ハ御茶屋也、此所粟屋

喜兵衛御所務代ニて候事

一 御座間被為入、喜兵衛被召出、

御目見被仰付候事

一 梨子一籠 栗屋喜兵衛

右献上之披露相濟候事

一 同晩御所務代栗屋喜兵衛え、二汁

五菜之御料理被下候事

但、前々御羽織沓被遣候へ共、此度ハ

御俟約付て、不及沙汰候事

一 山代三老増野孫右衛門・松原彦右衛門・
松原源六え、一汁五菜之御料理被下、
喜兵衛にハ別席也、翌朝被成
御発駕候節、御通り掛御目見
被仰付候事
一 小判壺両充

三老三人え

右御入国為御祝儀被遣候事

但、此度之儀ハ御所務代中えも
被遣物無之候へ共、右三老之儀ハ
御心持も有之候、其上御祝銀
として被遣候先例ニ付て、此度
被下之、草刈太郎左衛門申聞候事
吉川勝之助殿より

使者 吉川大学

右為伺御機嫌山代本郷迄被差
越、口上ニて被申上之候、於御茶屋
二汁五菜之御料理被下、相伴御使
番国重九郎左衛門也、翌朝御目見
被仰付、御返詞太郎左衛門を以被仰出候、
畢て大学へ御小袖壺つ羽織壺つ
被下之、中老之者ニ候事
但、泰巖院様御国廻り之節ハ、
山代本郷迄監物殿御出候、
寿徳院様御国廻之節ハ、兼て
差図被遊ニ付て、内蔵助殿事岩国
近辺関戸迄被罷出候、
青雲院様御国廻之節ハ、勝之助殿
幼年ニ付て、罷出之儀不相成、山代
本郷え使者今田市之進被差出候、
此度之儀ハ、勝之助殿病氣付て、
為伺御機嫌此所迄大学被指
出候事

吉川勝之助殿より

使者 志茂清左衛門

右御入国御祝儀物品々先頃萩
屋敷え為上使宍戸権之助を以
御母子え拝領被仰付候、右為御礼

同日被差越御母子より之口上有之、
大学同席にて御料理被下、翌朝
御発駕之節、御目見被仰付候、使者へ
御羽織壺つ被遣候事

一 同廿一日朝卯中刻本郷御発駕
被成候、栗屋喜兵衛被召出

御目見被仰付候事

一本郷にて、紙漉候を御道筋御通掛に

被遊上覧候、尤前夜御物音

有之付て、喜兵衛へ申達用意仕候

事

一同昼志部日前御休也、此所吉川

勝之助殿え御配知之内ニ付て、諸事

勝之助殿より仕構御馳走有之候、

家老吉川与三左衛門被差出相詰候、

御本陣ハ民屋にて普請等出来候、

被為入候節御本陣門外迄与三左衛門

罷出居候事

付、勝之助殿知行境え役人

罷出御目通ニ罷居候事

一 御座敷被為入候之上、御のしを与三左衛門

差上候様と、各令差図候付て

御前え与三左衛門持出差上之、御取

被遊、与三左衛門えも御手自被下候事

一 二汁七菜之御昼飯被召上、御座敷

手狭候付て、御相伴ハ無之

一同所にて御昼弁当被召上候、仕構

之儀諸事御持廻り之諸道具にて

相調候故、御献立迄此御方にて相調候、

畢竟魚類野菜等入用之物色を

勝之助殿役人へ申達出させ候、

依之御奥番頭梨羽与三右衛門を始

御小姓中其外諸所役人御台所

末々迄常之御昼休之通ニ御待請ニ

御先え罷越候、勝之助殿より御膳

被差上にてハ無之候事

一 御供中之儀ハ勝之助殿より御馳走

有之候、御本陣相詰候諸士中并

銘々下宿々々にて壺汁三菜之

料理被差出候、御歩行通えハ、仮屋

ニて一汁式菜、足輕已下へハ、是又仮やニて
一汁壺菜、又家来之儀ハ、主々の
下宿ニて一汁壺菜之料理被差出候、

見合之役人も罷出候事

一御本陣御門えハ此御方足輕式人

番申付候事

一志部日前え罷出候役人中与三右衛門

を始此所ニて被遣物ハ無之候事

一勝之助殿より被差出候役人中

御発駕之時分門外御目通りへ

並居一同之披露有之候、面々左記

今田権大夫

飯田五左衛門

森脇惣兵衛

朝枝藤大夫

井上源右衛門

内坂藤右衛門

山田弥兵衛

右銘々披露ニてハ無之、一同ニ

披露有之候事

一杉重一組

一長命酒一徳

吉川勝之助殿より

使者綿貫利右衛門

一梨子一籠

蓮得院とのより

使者久津戸市之允

右志部日前え為伺御機嫌銘々

使者を以被指上及御聞御

返答草刈太郎左衛門を以被仰出候、

御機嫌御支りも無之段、早々罷帰

可申達候由申聞差返

御目見も不被仰付候事

一志部日前被成御発駕、直様安芸境

小瀬え為御見分被成御座候、小瀬

峠え勝之助殿より茶屋被相調候付、

被掛御腰候、夫より小瀬之川端迄

被成御出御見分被成候事

付、右之御茶屋にて御馳走物

不被差上候事

付、前々小瀬峠より境目を

御遠見被成候、此度ハ川端迄

御出御見分可被成も不相知候

付て、志部日前にて勝之助殿

役人飯田五左衛門え草刈

太郎左衛門申達候ハ川端迄

被成御出御見分可被成も

不相知事候間、川端ニ

御駕籠台早々出来にて

可然候間、用意可被仰付候由

申聞候へは、奉得其意、則

申遣俄之儀ニ付て土を切立、

其上え畳を敷御駕籠台

相調置候、此所え御駕籠

居り、境目御見分被遊候事

一 志部日前と岩国との間岩国近ニ

松尾坂有之、右之峠え勝之助殿より

為馳走御茶屋被相調候、

殿様被為入、御馳走として御茶菓子

水菓子等用意被差上、御供中へも

水くハし被差出候、右御茶屋役人

御往来之節木戸口へ罷出披露仕候事

一 為御迎勝之助殿多田迄可被罷

出候処、萩已来之病氣耽々

無之付て不被得罷出、為名代

香川舎人家老関戸迄被差出

御道筋にて披露有之候事

一 勝之助殿家老并中老之面々、岩

国宿はつれ迄御道口え為御迎罷出候事

一 勝之助殿より御膳被差上候付て、先達て

広瀬より乃美新之允・松田五左衛門

御配膳衆御台所廻り役人末々迄

一同ニ罷越、諸事見合等仕、御仕構

無相替儀段追々丹宮迄遂

注進候、広瀬御止宿之所委記、

御膳廻惣て上り物之儀ハ萩にて

御成之通ニ此御方夫々之役人

うけ取相調候事

一 勝之助殿屋敷門外え今田伊織家老
当役

有福与左衛門加判為御迎罷出、名披露有之候事

一 勝之助殿為御迎式台之前車寄せ門之前土地え被罷出筈に候、先格右之通ニ付て此度も旧格之通可被罷出候由、前廉新之允・五左衛門へ家老中申合置候処、勝之助殿座敷迄出かゝられ候へ共、俄ニ自由ニ調かゝられ候付て不被罷出、御間ニ相不申候、殿様御座敷被為入候上、今田伊織を以右之御不礼ひとへに病氣之儀候間御赦免被成被下候やうニと御断被申上御了簡被成候、其夜蓮得院との御相对之節も御直ニ段々御断被申上候事

一 九月廿一日酉中刻岩国御着、勝之助殿宅え被為入候、御駕籠を広間之やうなる所之縁ニ御駕籠台有之付て、夫迄被為召候事

但、先年ハ書院縁迄御駕籠ニ被為召候由旧記ニ有之候へ共、御先代見分之通、書院之儀ハ今以中敷居ニて御駕籠台出来候様成所無之付て、御先代之通ニ広間之縁ニ御駕籠台相調置候、尤新之允・五左衛門先達て見分仕候、先格ニ委有之

一 殿様御座敷被為入候上、御熨斗目御上下被為召、書院上之間御着座也、主計・丹宮事も勝之助殿宅ニて衣服改のしめ上下着、訖て御座敷罷出、着座之上御熨斗三方勝之助殿持参被差上、

殿様御取被成御手自勝之介（助）殿へ被下之候、右引続

一 御太刀金馬代

一 御小袖拾ヲ

一 御樽一荷二種

吉川勝之助殿え

右被成御祝被遣之通栗屋帯刀

披露之

但、右之通ひ御書院小姓熨斗目長上下着也

一 右訖て御三献被召上之、木具也

勝之助殿

上

穴戸主計

右御盃勝之助殿え被下、御挟肴

被下、返盃被召上、御挟肴被差上、

此時献上之御腰物ニ太刀を組合

被差上之、披露帯刀勤之、畢て

其御盃主計え被下、御肴被遣之、

返盃被召上、其御肴を勝之助殿え

被下納候事

但、御三献之膳御前えハ御三方也

勝之助殿へも御前同前之

三方、今一人御相伴之引当ニ

足付膳を用意仕置候、此段

先達て罷越候新之允・五左衛門

見合家老中へ申達、御相伴之

主計も同じやうなる三方ニ

仕せ候、殿様・勝之助殿・主計

三膳ともニ同様之白木具三方ニ

相成相濟候、寛永三年之春

勝之助殿始て江戸被罷越候節、

彼屋敷え青雲院様被成

御下候節之記録ニ有之事

一 御太刀小馬代

一 御刀一腰

高田

代金式枚

勝之助殿より

右献上之御三献之節披露相成候事

一 訖て五三々白木具御料理被召上之、

御本膳勝之助殿持出被差上之、

御相伴穴戸主計・志道丹宮・栗屋

帯刀・御傍医師被召出之候

但、勝之助殿事御相伴被罷出
儀候処、萩已来之病氣睨々
無之付て、御相伴之儀ハ御赦免
被下候様と屋敷え被為入候上、今田
伊織を以丹宮迄御断被申上候付、
被遂御許容御相伴ニハ不被召
出之候事
一御吸物之上御酒五篇目ニ台押出
御盃勝之助殿え被下、御挟肴被下之、
此時盛光代金三枚之御刀被下之、
披露帶刀勤之、返盃被召上之、其
御盃主計え被下、御肴被遣、返盃
被召上、其御盃を丹宮え被下之、
御肴被遣、夫より御相伴中御通りニ
給之候、訖て勝之助殿家来左之
面々被召出之

一御太刀馬代充 青苻^扶三百疋充

病氣付て不罷出、献上物計仕候

老中 宮庄平次左衛門
同 今田伊織
同 吉川与三左衛門
同 吉川久五郎
同 吉川主税
中老 吉川織之介
老中 香川舍人
中老 今田数馬
同 桂 武大夫
同 吉川大学
同 桂 勘左衛門
同 栗屋十郎兵衛
年寄 有福与左衛門
手廻頭 森脇久右衛門
一御太刀馬代充 青苻百疋充
蓮得院様殿付

岡田孫左衛門
同 境 源太兵衛

御国廻方惣辻心遣兼

取次役	今田權太夫	右太刀馬代銘々御次迄持参之、
取次役	今田平之進	草刈太郎左衛門請取、前廉都合二て
取次役	山田左近右衛門	遂披露、其後伊織を始右之面々
	宇都宮藤右衛門	不殘順々被召出、御流被下之、
	祖式長左衛門	披露太郎左衛門勤之
	栗屋久太夫	一右畢て御納之台押出、御盃
	松浦佐左衛門	勝之助殿え被遣、御肴被下、御納二相成候、
		後段出御湯相濟、御本膳をも
		勝之助殿取下ケ被申候、畢て御菓子
		御茶相濟候事
		一御盃事之節勝之助殿手役者被
		召出御囃子有之候、番組左記

筏

筏

塩治

久代

高砂	三郎四郎	八十郎	門八	半平
龜尾	森脇	市郎右衛門	宇野	森脇
甚右衛門		権平	平佐	長五郎
東北	筏	彦七	兵介	

富山	水谷	井上
八十太夫	清右衛門	伝次郎
猩々切	森脇	小村
	平介	彦九郎

一 御膳已後勝之助殿より御馬献上之、
夜ニ入候付て、目録ニて披露相成候

左記
進上
御馬
以上
一匹青毛

吉川勝之助
広達

右大高旦（應）紙一重也

右御馬翌朝御庭え引出、被成
上覧候、厩ニて吉松惣右衛門并御口之
者請取、御庭え引出候事

一 銀子壺枚 馬屋別当へ

右鼻皮錢として被遣候通、吉松
惣右衛門申聞せ候事

一 右訖て蓮得院とのへ御相對可被成
之旨ニて、座敷通り奥え御通り
被成候、御相對之上御熨斗出、
御取被遊候

但、御先代ハ御三献被召上候得共、
少々御上冷も有之候付て、早速
相濟候様ニ御のしニて御盃
可被成候通先達て新之允・五左衛門
申達置候事

一 縮緬拾卷 黄二 浅黄三 白五

一 御肴二箱

一 御樽一荷

蓮得院とのえ

右拝領被仰付候事

一 十帖

一 とんす三卷

蓮得院とのより

右献上之披露相成候事

一 奥より御帰被成候、已後御相對之為

御札早速裏年寄を以御札被申上、

御着早速も為伺御機嫌裏年寄

を以被申上、いづれも御次にて草刈太郎左衛門

御口上承之及御聞御意之旨

申達候事

一 御供中・老中・御手廻頭・出頭衆・

番頭衆迄え、のしめ半上下着用

之事

一 御通ひハ御供之御小姓中勤之、

御酌加御三献之御通ひハのし目

長上下着也

一 御進物之披露之通ひ台押候并

家来え御流被下候、通ひハ御書院

小姓中勤之、のしめ長上下着也

一 杉重一組 生くハし

一 長命酒一徳

蓮得院殿より

右表え御帰り被成候上、御慰のため

献上之、御次迄境源太兵衛持参、

披露相済、御返答草刈太郎左衛門

を以被仰入候事

但、右一同ニ食籠物菓子入御傍中

被差出候由にて被送候事

一 御供中諸士え広間にて三汁八菜

料理被差出候事

付、足輕已下へハ一汁三菜之

料理出候事

付、又家来之儀ハ銘々下

宿にて料理被差出候事

一 翌朝之賄之儀ハ御供中下宿へ

勝之助殿より賄之仕入有之、翌朝

宿主より料理仕差出候事

一 勝之助殿屋敷ニ御一宿被遊候付て、

そこく之しまりえ此御方之足輕
番被仰付候、尤大手之門此御方へ
うけ取、物頭入江四郎兵衛組とも二
御番相詰御紋之紫幕打候事
但、彼御方門番人ハ堀之外へ
かり屋仕罷居候事

平成二十三年度 山口県文書館 古文書実践講座 三班

受講生

丸山邦子 (下松市)

上原忠夫 (宇部市)

倉重恒雄 (山陽小野田市)

上田蕃穂 (同右)

森重由祁子 (山口市)

柴田京子 (山口市)

三好能子 (山口市)

助言者 吉積久年 (前山口県文書館副館長)

山田 稔 (山口県文書館専門研究員)

伊藤一晴 (同右)